

告示

埼玉県告示第千七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

三島開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一

部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

六 施行認可の年月日

平成二十七年九月八日

七 変更認可の年月日

平成二十九年九月二十九日